

岐阜県 温室効果ガス排出削減計画等 評価制度について



令和5年5月
岐阜県環境生活部
脱炭素社会推進課

評価制度に関する県条例・県計画での位置付け（参考）

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（抜粋）

（事業活動環境配慮指針） 第十一条 知事は、事業者がその事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的に抑制するために必要な事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。 2 知事は、事業活動環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。 （温室効果ガス排出削減計画書の作成等） 第十三条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、温室効果ガス排出削減計画書の作成は、事業活動環境配慮指針に基づいて行うものとする。 一～四 略 2 特定事業者以外の事業者（以下「中小排出事業者」という。）は、前項の規定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。 3 略 （温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出） 第十四条 前条第一項又は第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、＜～中略～＞措置の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。 （温室効果ガス排出削減計画書等の公表及び評価） 第十五条 知事は、第十三条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出があったときは、速やかにその概要を公表するとともに、その内容について評価を行うものとする。 2 知事は、前項の評価を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を公表するものとする。 （顕彰） 第四十二条 知事は、地球温暖化対策及び気候変動適応に関する取組を積極的に行う事業者、県民及び民間団体の顕彰を行うものとする。 （指導及び助言） 第四十三条 知事は、事業者、県民及び観光旅行者等が、この条例に基づく地球温暖化対策及び気候変動適応に関する取組を行う場合において、必要な指導及び助言をすることができる。
--

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則（抜粋）

（温室効果ガス排出削減計画書の作成等） 第六条 条例第十三条第一項（同条第二項においてその例による場合を含む。）の温室効果ガス排出削減計画書は、当該計画書を提出する日の属する年度から三箇年度（以下「削減計画期間」という。）を対象とし、事業所（前条第二号及び第三号に掲げる者にあつては、事業者）ごとに、別記第一号様式により作成し、削減計画期間の初年度の七月末日までに提出するものとする。 2 条例第十三条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項（第一号に掲げる事項については、特定事業者が前条第一号及び第四号に掲げる者である場合に限る。）とする。 一 事業所の名称及び所在地 二 事業所において行われる事業 三 削減計画期間 四 社内推進体制 五 中長期的な温室効果ガス削減目標 六 エネルギー使用の状況 七 先進的対策の計画 八 その他知事が必要と認める事項 3 条例第十三条第三項の変更後の温室効果ガス排出削減計画書は、別記第一号様式により作成し、速やかに提出するものとする。
（温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出） 第七条 条例第十四条の温室効果ガス排出削減計画実績報告書は、別記第二号様式により作成し、削減計画期間の各年度の翌年度の七月末日までに提出するものとする。
（温室効果ガス排出削減計画書等の評価結果の公表の方法） 第七条の二 条例第十五条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を県が開設するインターネットのホームページに掲載して行う。 一 知事が別に定める評価基準に従い、温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の状況等が優れていると知事が認めた温室効果ガス排出削減計画書、変更後の温室効果ガス排出削減計画書又は温室効果ガス排出削減計画実績報告書（温室効果ガス排出削減計画実績報告書にあつては、削減計画期間の最終年度に係るものに限る。）を提出した事業者の氏名（法人にあつては、その名称） 二 その他知事が必要と認める事項

評価制度の対象

対象事業者

特定事業者（義務提出）

- (1) 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の事業所を県内に有する事業者
- (2) 24時間営業を常態とし、前年度の県内事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500KL/年以上の小売業者、サービス事業者
 - ※コンビニ等フランチャイズ事業者の場合は、親業者と加盟業者の県内事業所の合計
- (3) 使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の台数が前年度の末日において次のいずれかに該当する運輸事業者
 - ※トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上
- (4) 事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上であって、エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスの排出量が当該温室効果ガスの種類ごとにCO2換算で3,000トン/年以上排出する事業場を県内に有する事業者

中小排出事業者（努力義務提出）

特定事業者以外の事業者

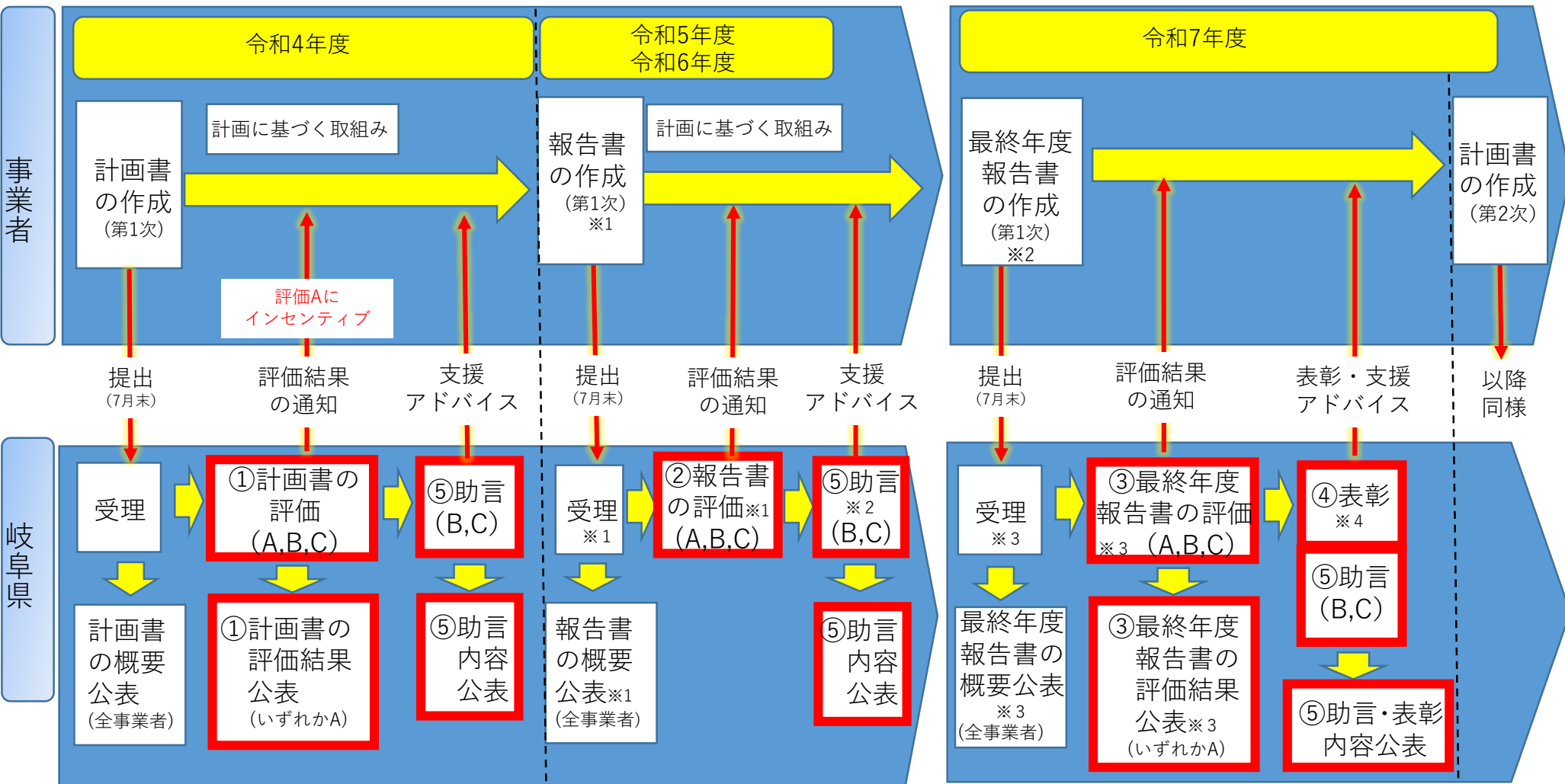
提出者数（令和4年度）※令和5年3月時点の評価者			
総数（重複を除く）			315
特定事業者（1）※製造業等	291	特定事業者（2）※小売り、サービス業	3
特定事業者（3）※運輸事業者	69	特定事業者（4）※温対法対象者	9
中小事業者	8		

評価制度の流れ

【①～⑤はR4改正事項】

第1次計画期間（令和4～6年度）

第2次計画期間（令和7～9年度）



※1 削減計画期間の1年目(R4)、2年目(R5)の報告書

※2 計画書又は報告書に対する助言

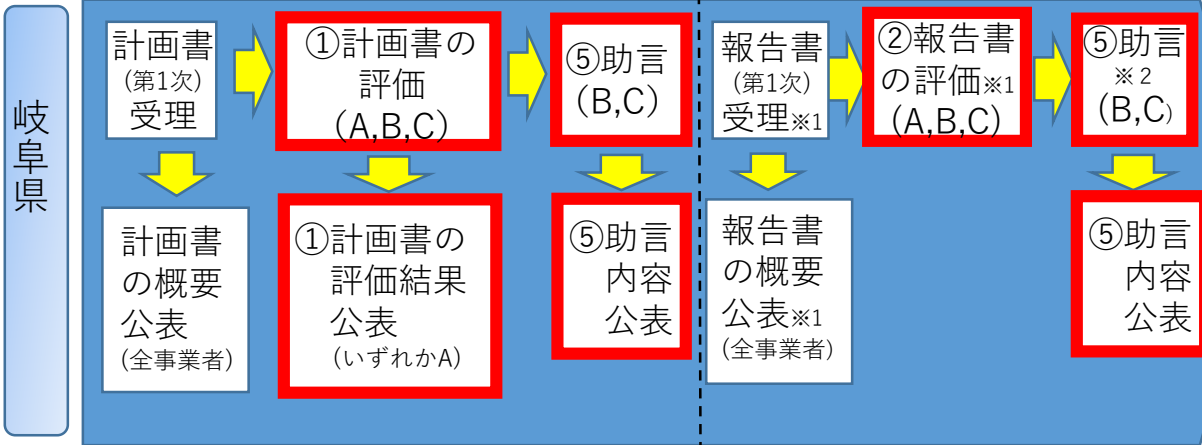
※3 削減計画期間の3年目(最終年度(R6))の報告書

※4 全てA評価のうち、特に優れた取組みを実施した事業者

評価制度の公表について

【①～⑤はR4改正事項】

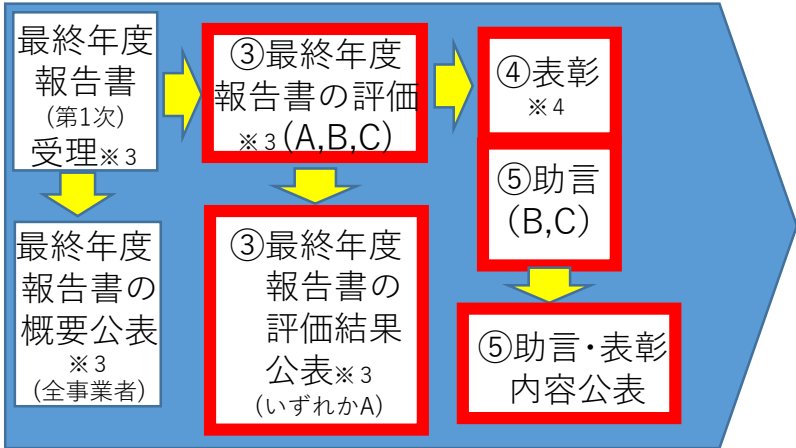
第1次計画期間（令和4～6年度）



※1 削減計画期間の1年目(R4)、2年目(R5)の報告書

※2 計画書又は報告書に対する助言

第2次計画期間（令和7～9年度）



※3 削減計画期間の3年目(最終年度(R6))の報告書

※4 全てA評価のうち、特に優れた取組みを実施した事業者

年度	提出物 (対象年度)	概要公表 項目(県HP)	評価	評価 通知	助言	評価結果の 公表(県HP)※5	表彰
令和4年度	計画書 (R4～6)	提出件数、特定事業者 の区分ごとの排出量	○	○	評価B,Cの 項目がある 事業者：必 要に応じて (県HPで助 言内容を公 表)	評価A：事業者名	
令和5年度	報告書 (R4)		○	○		-	
令和6年度	報告書 (R5)		○	○			
令和7年度	報告書 (最終年度(R6))		○	○		評価A：事業者名	評価が全てAのうち、 特に優れた取組みを 実施した事業者
令和7年度	計画書 (R7～9)	令和4年度と同様	○	○		評価A：事業者名	

※5 評価項目ごとに集計し、公表

評価の概要

- **評価項目：**「温室効果ガス総合排出量の削減率」、「温室効果ガス総合排出原単位の削減率」、「温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置」の3項目
- ・ **温室効果ガス総合排出量：**事業活動に伴う温室効果ガス排出量から、森林吸収量などの補完的手段による削減量を差し引いた後（カーボンオフセット）の数値
 - ・ **温室効果ガス総合排出原単位：**温室効果ガス総合排出量を当該年度の生産数量、建物延床面積等の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値等で除して得た数値
 - ・ **温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置**（工場・業務部門、運輸部門の2種類があり、該当部門を選択）

評価	評価項目・基準			表彰 (予定) (※1)	公表	助言 (※2)	通知
	温室効果ガス 総合排出量の削減率	温室効果ガス 総合排出原単位の削減率	温室効果ガスの排出を抑制する ために実施する措置				
A	4 % 以上	4 % 以上	実施率 90 % 以上	○	○		○
B	0 % ～ 4 % 未満	0 % ～ 4 % 未満	実施率 50 % ～ 90 % 未満			○	○
C	0 % 未満	0 % 未満	実施率 0 % ～ 50 % 未満			○	○

※1 最終年度報告書の評価項目全てがA評価の事業者のうち、特に優れた取組みを実施した事業者 ※2 必要に応じて助言

事業者への支援

事業者の温室効果ガス排出量削減の取組みの一環として、以下の支援を行う。

➤ 業種別実務セミナーの開催

各業種特有の課題等に応じた温室効果ガス削減に向けた実務セミナーを開催
(※評価制度参加事業者以外の事業者も受講できます)

➤ 事業者への個別支援

- ・ 専門家を派遣し、脱炭素経営に関する技術的アドバイスを実施
 - ・ 専門家による情報提供
- (他機関が実施する省エネ診断事業や省エネ設備導入に活用可能な国補助金情報など)

➤ 県制度融資（脱炭素社会推進資金）

計画書を提出し、評価項目のいずれかでAの評価を受けた事業者に対する融資

様式・手引き・ガイドブック

県のHPで説明資料と合わせて公表 (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8625.html>)

- ・ 温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書等の様式
- ・ 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書及び実績報告書届出の手引き
- ・ 温室効果ガス排出削減計画等評価制度ガイドブック